

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 3 1 号)

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

横情審答申第331号

平成16年10月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成16年2月23日建中指第227号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成15年3月25日に私宅に建築局中部建築事務所杉山所長、秋元審査課長及び伊藤審査係長が来訪した調査の目的・理由などを記載した文書の写」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成15年3月25日に私宅に建築局中部建築事務所杉山所長、秋元審査課長及び伊藤審査係長が来訪した調査の目的・理由などを記載した文書の写」の個人情報非開示とした決定は、妥当ではなく、「申立人宅訪問メモ」を対象としたうえで、改めて開示・非開示の判断をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成15年3月25日に私宅に建築局中部建築事務所杉山所長、秋元審査課長及び伊藤審査係長が来訪した調査の目的・理由などを記載した文書の写」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年12月5日付で行った個人情報非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

調査出張は、出張命令により「建築物、建築工事場等立入検査証」を有する職員が実施し、書類としては、出張用件・出張先・交通手段等が記された出張命令簿が残るが、出張命令簿には、本件請求に係る個人情報の記載はない。

また、今回の調査は、現地の状況を把握し、異議申立人（以下「申立人」という。）から平成15年3月11日付で建築局中部建築事務所長あてに提出された質問の内容を確認するためのものであり、質問に対しては、調査結果に基づき、平成15年6月17日付で申立人あて文書にて回答しており、調査の目的・理由などを記載した文書は作成していない。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件個人情報の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 平成15年3月25日に建築局中部建築事務所（以下「中部建築事務所」という。）杉山所長、秋元建築審査課長及び伊藤審査係長が申立人宅隣の2棟の違反建築物の現地調査のために申立人宅に来訪した。この時に、申立人は、所長から質問を受け、口頭で回答したが、その後、確認のために文書で正式に回答した。

このような経緯から考えても所長、建築審査課長及び審査係長が出張目的及び出張理由などが無く現地調査に出向くことはありえない。

したがって、前述の3者の出張伺い書若しくは出張理由書が存在するものと考えられる。仮に、前述の文書が存在しないのであれば、出張の必要性のない現地にも無制限に出張が可能となり、市民の税金の無駄遣いと言わざるを得ない。

(2) 本件と関連して平成15年12月5日建中指第167号開示決定通知書に基づき審査係長作成の個人メモが公文書の開示としてすり替えられているが、このような個人のメモが存在するのであれば、中部建築事務所として所長の押印のある公文書が存在するものとする。そのために、所長は現地において申立人に質問を詳細に行い、申立人は所長に口頭で詳細に回答し、確認のために文書においても回答したのである。

(3) 所長は申立人に申立人宅とその隣の建物の土地境界について質問を行い、その上、土地境界の写真を撮影しておきながら、申立人が請求した「現地調査の目的で撮影した写真の写の請求」に対して、土地境界の写真を故意に開示していない。この行為は、明らかに出張目的、出張理由を隠蔽するための何物でもない。

(4) 仮に、所長が本件の調査の目的、理由などを記載した文書の作成を命じていないのであれば、故意による不作為の違法行為と言わざるを得ない。この所長の行為は、違反建築物の行政措置を故意に行わないために事実を隠蔽するための悪質な違法行為である。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

平成15年3月25日に中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長が申立人宅を訪問し、調査を行っており、その調査の目的・理由などの記録を本件個人情報として申立人は請求しているものと認められる。

(2) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、出張命令簿には本件個人情報は記載されておらず、平成15年3月25日の現地調査（以下「本件現地調査」という。）の調査の目的・理由などを記

載した文書は作成していないと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件個人情報の不存について調査するため、平成16年9月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 調査出張をする際には、出張命令簿に出張用件、出張先、交通手段等を記載し、決裁を取っている。出張命令簿には、出張用件を記載すれば、調査の目的や理由を記載する必要はない。

(イ) 本件現地調査は、平成15年3月11日付で申立人から提出された質問文書に対する回答書を作成するに当たり、現地の状況把握、質問内容等の確認のために行ったものであり、この質問に対しては、調査結果に基づき、平成15年6月17日に回答している。このため、調査の目的や理由を記載した文書は作成していない。

ウ 以上の実施機関の説明を受け、当審査会では次のとおり検討を行った。

まず、中部建築事務所長他2名の出張命令簿を見分したところ、本件現地調査については、現場調査として鶴見区馬場に公用車で出張することが記載されているが、調査の目的や理由は記載されていないことが認められた。

また、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条第1項には、出張命令簿に「出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない」と規定されており、本件現地調査の出張命令簿に出張用件が「現場調査」と記載されていることから、出張する具体的理由を記載しなければならないものではないことが認められた。

エ 次に、平成15年6月17日付回答についての決裁文書を見分したが、そこには回答の処理方針、事件の概要及び経過等が記載されているが、本件現地調査の目的や理由は記載されていなかった。

オ 更に、審査係長が作成した申立人宅訪問メモを見分したところ、そこには訪問趣旨として、申立人からの質問文書の趣旨確認と申立人の問題解決に向けて意見交換を行う旨が記載されていることが認められた。この内容は、本件現地調査の目的・理由であると判断でき、本件個人情報が記載されていると認められた。

なお、申立人は別の開示請求に対し、実施機関が申立人宅訪問メモを開示したことを公文書の開示とすり替えていると主張しているが、決裁文書に限らず実施機関において組織的に用いられているものが開示請求の対象となる行政文書であることから、メモであっても、利用や保有の形態によって行政文書となり得るも

のである。

力 したがって、申立人宅訪問メモを本件請求に係る個人情報として対象とし、条例第17条各号に定める非開示事由に該当するか否かの判断をすべきである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、申立人宅訪問メモを本件請求に係る個人情報として対象としたうえで、改めて開示・非開示の判断をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年2月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・諮問の報告 ・部会で審議する旨決定
平成16年3月30日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月1日 (第46回第一部会)	・審議